

## ○利益相反マネジメント規程

(令和7年2月27日規程第36号)

### 目次

#### 第1章 総則（第1条－第3条）

#### 第2章 利益相反マネジメント体制

##### 第1節 利益相反委員会（第4条－第8条）

##### 第2節 利益相反カウンセラー（第9条・第10条）

#### 第3章 利益相反マネジメントの実施方法

##### 第1節 個人としての利益相反マネジメント（第11条－第15条）

##### 第2節 組織としての利益相反マネジメント（第16条－第18条）

#### 第4章 雑則（第19条－第22条）

#### 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）における産学官連携活動等を推進する際に生じる利益相反状況等に対して適切なマネジメント（以下「利益相反マネジメント」という。）を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

イ 役員

ロ 研究所と雇用関係その他これに準ずる関係にある者のうち、理事長が指定する者

ハ その他理事長が指定する者

(2) 「産学官連携活動等」とは、研究所が行う次に掲げる行為をいう。

イ 外部（株式会社理研イノベーションを除く。以下同じ。）との間の共同研究、試験研究受託、技術指導、依頼試験、分析、技術調査等

ロ 随意契約により行う物品、役務等の購入

ハ 営利企業への知的財産権等の実施許諾・譲渡等の技術移転

ニ 施設、設備、物品等の供与、借用等の外部からの受入れ

ホ 寄附金、助成金等の外部からの受入れ

へ 研究所の施設、設備等の外部への提供

ト 客員研究員等の外部からの研究業務に従事する者の受入れ

チ 外部の委員会委員等への就任、依頼出張等

リ 技術研究組合への参画

ヌ 出資及び出資により取得した株式等の処分

ル その他理事長が指定する行為

(3) 「個人的利益」とは、役職員等が行う次に掲げる行為及び利益をいう。

イ 兼業の実施

ロ 株式、新株予約権、持分等の権利の保有

- ハ 役職員等が権利者又は発明者である知的財産権の保有
- ニ 研究成果の実施料収入又は売却による収入（研究所により支払われる補償金を除く。）
- ホ 外部から役職員等に対して提供される研究所の管理下でない金銭、物品、役務等であって、役職員等の職務に関連するもの
- ヘ 外部から、又は外部の資金を原資として研究所から給与の全部又は一部が支払われるときの当該給与の全部又はその一部
- ト 外部からの補助金・助成金等のすべての研究資金、奨励金、賞金、寄附金、出張費、講演料、執筆料、物品、役務等の一切の利益（研究所の管理下にあるものは除く。）
- チ 役職員等が、研究所における研究の成果等を活用して事業を行う外部に対して個人としてする出資等の金銭出捐行為
- リ その他理事長が指定するもの

(4) 「個人としての利益相反」とは、役職員等が産学連携活動等の相手先から得る個人的利益と、研究所の役職員等としての責務、研究上の責任、利益等が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

(5) 「組織としての利益相反」とは、研究所が産学官連携活動等の相手方（本邦の国の行政機関及び地方公共団体を除く。）から得る利益、便益等又は当該対象活動等に伴う責務と、研究所が負う社会的責任又は公共の利益が相反している又は相反しているように見える状況をいう。

(利益相反マネジメント統括責任者等)

第3条 研究所における利益相反マネジメントを統括させるため、利益相反マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事（利益相反マネジメント担当）を充てる。

2 統括責任者を補佐するため、副統括責任者を置き、法務統括本部長を充てる。

## 第2章 利益相反マネジメント体制

### 第1節 利益相反委員会

(委員会の設置)

第4条 研究所に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反に関する基本的事項
- (2) 利益相反に関する審査
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第6条 委員会は、次に定める委員をもって構成する。

- (1) 理事（利益相反マネジメント担当）
- (2) 法務統括本部長
- (3) 研究インテグリティ・経済安全保障部長
- (4) 人事労務部長
- (5) 連携促進部長
- (6) 外部有識者その他委員長が指名又は委嘱する者

- 2 委員会に委員長を置き、理事（利益相反マネジメント担当）を充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（審査部会）

第7条 委員会に、特定事項の審査等を行わせるために、審査部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき者は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する者を充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、法務統括本部研究インテグリティ・経済安全保障部が行う。

#### 第2節 利益相反カウンセラー

（利益相反カウンセラーの委嘱）

第9条 研究所に、利益相反カウンセラーを置く。

- 2 利益相反カウンセラーは、研究所の職員又は外部の有識者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 利益相反カウンセラーの任期は2年以内とし、再任を妨げない。

（相談）

第10条 役職員等は、利益相反カウンセラーに対して、利益相反に関する事項について随時相談することができる。

- 2 利益相反カウンセラーは、委員会及び役職員等に対して専門的見地から助言、指導を行う。

#### 第3章 利益相反マネジメントの実施方法

##### 第1節 個人としての利益相反マネジメント

（定期自己申告）

第11条 役職員等は、個人としての利益相反にかかる取引の有無について、毎年1回、その状況を委員会に申告しなければならない。

（事前自己申告）

第12条 役職員等は、個人としての利益相反にかかる取引を行おうとするときは、委員会が別に定めるところにより、その状況を事前に委員会に申告しなければならない。

（その他の自己申告）

第13条 次に掲げる者は、委員会が別に定めるところにより、その経済的な利益関係について委員会に申告しなければならない。

- （1） 人を対象とする生命科学・医学系研究を実施する研究責任者及び研究実施者
- （2） 資金配分機関から個別の利益相反マネジメントを求められている競争的資金等の外部資金研究の実施者

（調査）

第14条 委員会は、第11条から第13条までの規定による自己申告を行った役職員等について、その利益相反の状況について把握するために必要な調査を行う。

- 2 委員会は、前項の調査のために必要と認めるときは、役職員等及び関係部署に対して、関連する資料及び情報等の提供を求めることができる。

(審査、回避要請等)

第15条 委員会は、自己申告等の内容に基づき、必要な審査を行う。

2 委員会は、審査の結果、利益相反による弊害の発生が見込まれない場合は、自己申告を行った役職員等に対して、承認の通知を行う。

3 委員会は、審査の結果、利益相反による弊害の発生が見込まれる場合は、その発生を回避するための回避要請又は事後にあっては是正要請の通知を行うとともに、理事長に報告する。

4 委員会は、前項の規定による回避措置等の実施状況を確認するため、当該役職員に対して、調査を行うことがある。

5 役職員等は、第3項の規定による回避要請又は是正要請の通知を受けたときは、第19条第1項に規定する場合を除いて、これに従わなければならない。

#### 第2節 組織としての利益相反マネジメント

(組織としての利益相反マネジメントの対象)

第16条 組織としての利益相反マネジメントは、研究所が出資により株式等を取得する企業その他理事長が必要と認める企業等が行う産学官連携活動等を対象とする。

(調査)

第17条 委員会は、組織としての利益相反の状況について把握するために必要な調査を行う。

2 委員会は、前項の調査を行うために必要があると認めるときは、関係部署に対して、産学官連携活動等に関連する資料及び情報等の提供を、研究所の役員及び前条に掲げる産学官連携活動等の意思決定に関与する役職員等（以下「意思決定者等」という。）に対して、自ら保有する個人的利益について申告を求めることができる。

(審議、措置等)

第18条 委員会は、調査に基づく審議の結果、必要に応じて、意思決定者等又は関係部署に対して、利益相反による弊害の発生の回避し、又は是正するための勧告を行うほか、弊害の発生を未然に防止するための対応策について助言等を行う。

2 委員会は、前項の勧告等を行った場合は、理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告を踏まえ、必要があると認めるときは、意思決定者等又は関係部署に対して必要な措置について指示する。

#### 第4章 雑則

(異議の申立て)

第19条 第15条第3項に基づく回避要請又は是正要請の通知を受けた役職員等は、その内容に対して異議があるときは、当該通知を受けた日から2週間以内に、委員会に対して書面により1回に限り異議を申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、速やかに再審査を行い、その結果を通知する。

(守秘義務等)

第20条 利益相反マネジメントに関与する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研修)

第21条 研究所は、利益相反マネジメントに関する意識の向上を図るため、定期的に利益相反に関する研修を実施するものとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 利益相反管理規程（令和6年規程第137号）は廃止する。